

弥富市認知症高齢者等見守りシール交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者又はその疑いのある方（以下「認知症高齢者等」という。）が行方不明となった場合に、早期に発見し、保護するため当該認知症高齢者等に対し、当該認知症高齢者等の衣服、かばんその他の所持品（以下「衣服等」という。）に貼り付けるための見守りシールを交付する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見守りシール あらかじめ登録された情報についてスマートフォン等を用いて読み取ることができる二次元バーコードが印字されたシールであって、認知症高齢者等の衣服等に貼り付けることができるものをいう。
- (2) 耐洗ラベル 見守りシールのうち、洗濯することができるものをいう。
- (3) 蓄光シール 見守りシールのうち、暗所において光るものをいう。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、弥富市認知症高齢者等事前登録制度実施要綱第3条第2項に規定する認知症高齢者等登録台帳に登録された者とする。

(申請)

第4条 見守りシールの交付を受けようとする対象者又はその家族は、認知症高齢者等見守りシール交付事業利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、認知症高齢者等見守りシール交付事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請をした者に対し、通知するものとする。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条第2項の規定により事業の利用が決定した者（以下「利用者」という。）に対し、次の各号に掲げる見守りシールの種類に応じ、当該各号に定める枚数の見守りシールを交付するものとする。

(1) 耐洗ラベル 20枚

(2) 蓄光シール 10枚

2 利用者は、前項の見守りシールが不足したときは、追加で見守りシールの交付を受けることができる。

3 前項の規定により追加で見守りシールの交付を受けようとする利用者は、認知症高齢者等見守りシール追加交付申込書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第6条 利用者は、申請書に記載した内容に変更があったときは、認知症高齢者等見守りシール交付事業変更届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(中止の届出)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、速やかに認知症高齢者等見守りシール交付事業中止届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

(1) 第3条に該当しなくなった場合

(2) 利用者が死亡した場合

2 前項の規定にかかわらず、市長は、利用者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用者の事業の利用を中止させることができる。

(費用負担)

第8条 見守りシールの交付に係る費用は、無料とする。

2 第5条第2項の規定による追加の見守りシールの作成に要する費用は、利用者の負担とする。

(情報の外部提供)

第9条 市長は個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69

条第2項の規定に基づき、利用者に関する情報を次に掲げる関係機関に提供することができる。

- (1) 弥富市地域包括支援センター
 - (2) その他市長が必要と認める機関
- (個人情報の取扱い)

第10条 市長及び前条の規定により利用者に関する情報の提供を受けた関係機関は、利用者に関する情報を事業以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。